

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 一三三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件二件 一三三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 一三三
- 道路の区域を変更する件 一三三

公 告

- 検税吏員証票を無効とする件 一三六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 一三六
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 一三六
- 福島県選挙管理委員会 一三五
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 一三五
- 福島県選挙管理委員会の委員長の選挙を行った件 一三五
- 福島県選挙管理委員会の委員長の職務代理者を指定した件 一三五
- 正 誤 一三五
- 平成二十五年三月二十六日付け定例第二千四百七十三号中三件 一三五

告 示

福島県告示第二百八十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十五年四月一日救急病院として認定した。

平成二十五年四月十六日

名称	所在地	福島県知事	佐藤 雄 平
医療法人社団恵周会白河病院	白河市六反山一〇番地一	平成二十八年三月三十一日	(地域医療課)

福島県告示第二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年四月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市川部町大平一七〇の三、一七〇の四、一八四の六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年四月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市小川町西小川字スス原一の五二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年四月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
福島市上名倉字縄添五の一〇、字小室右一の一、二の三、三の一、三の五、四の一、五の二、六の一、字玉後一の一、二の六、六の一、一〇の一〇、一三の一三、一三の一四、字森五の五、一、二の八、一四の六、一四の七、字平内六の二、七の七、一〇の二、一一の三、一一の四、一九の一、二二の三、二五の三、字金山五〇の二、五一の二、五二の三、五三、五四の一、六〇の一、六四の六、六八の二、六九の五、字荒田五四、字下谷地三の二、四の三、五の三、六の一、一三の四、一四、一五の二、字

泉田一八の二、二〇の二、二〇の三、二一の一、二一の三、三四の二、三六の四、四一、四二の三、四二の四、四六の三、字上河原一〇の二、字下河原三の五、庄野字日ノ倉六の二、七の三、字下川原二〇の六、七二の二、七三の三、七三の四、七四の二、七五の二、七六の二、七七の二、七八の二、桜本字西蟹田一一の一、一三の四、二〇の五、二二の二、字前川原二の九、一五の八、一八、一九の四、二〇の七から二〇の一〇まで

二 指定の目的
水害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年四月十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

いわき市田人町旅人字宝坂九八の一、九九、一〇〇

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十五年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

福島県知事 佐藤雄平

(森林保全課)

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町大字羽田 字鶴巻八番一―地先から 同 郡同 町大字羽田 字鶴巻八番一―地先ま で	変更前 変更後	二二・九 二三・六	二〇・一
			一六・二 一八・一	二〇・一

(道路計画課)

公 告

公告第百五号

次の検税吏員証票については、平成二十五年三月二十五日紛失した旨届出があったので、同日以降当該検税吏員証票は無効とする。

平成二十五年四月十六日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	発行年月日	番 号
検税吏員証票	平成二十三年六月一日	第一九三〇号

(税務課)

公告第百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年四月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日
平成二十五年三月二十七日

二 名称

特定非営利活動法人 Lotus

三 代表者の氏名

山口 巴

四 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市金川町三番十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の家族と、それを支援する地域住民、地域団体及び社会に対して、保育園の運営、保育と子育てに関する支援、食の安全・安心のための活動、障がい者等の社会的弱者と社会参画支援などの事業を行うことによつて、子育て環境の充実及び地域社会の振興と発展に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良法の役員が退任した旨届出があった。

平成二十五年四月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

会津北部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 佐久間 弘之

住所 喜多方市字西四ツ谷三番地サニーハイツ三〇二号室

（農村計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十八号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第八九条第一項、第九十条第一項、第九十一条第一項又は第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十五年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変更前	変更新後	変更年月日
変更新前	変更新後	変更新年月日
財団法人大原綜合病院附 属大原医療センター	一般財団法人大原綜合病 院附属大原医療センター	平成二十五年四月一日

福島県選挙管理委員会告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十七条第一項の規定により、平成二十五年四月四日福島県選挙管理委員会の委員長の選挙を行った結果、次の者が当選した。

平成二十五年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

本宮市荒井字新介二十九番地 菊地 俊彦

福島県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十七条第三項の規定により、平成二十五年四月四日次の者を福島県選挙管理委員会の委員長職務代理者に指定した。

平成二十五年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

福島市泉字三斗蒔六番地の二十一 岩 淵 敬

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十五年三月二十六日付け定例第二千四百七十三号中

一三三二	下	後ろか	福島県告示第二千三百三十四号の	福島県告示第八十号
一三三三	上	九	福島県告示第二千三百三十四号の	福島県告示第八十一号

一三三三	
上	
ら 後 一五 か	
四 福 島 県 告 示 第 二 百 三 十 四 号 の	三
福 島 県 告 示 第 八 十 二 号	